

税務情報

国税庁 — BEPS2.0 関連情報の公表

国税庁は 6 月 30 日、BEPS2.0 に関連する以下の情報を公表しました。

1. 特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領（改訂版）

2021 年 10 月に OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みにおいて合意されたグローバル・ミニマム課税へ対応するため、2023 年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税の 3 つのルールのうち、所得合算ルールに相当する「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」等が創設されました^{(*)1}。また、2025 年度税制改正では、残り 2 つのルールである軽減課税所得ルール及び国内ミニマム課税に相当する「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税」及び「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」等が創設されました^{(*)2}。

国税庁の「[グローバル・ミニマム課税関係](#)」のページには、これらの制度に関する情報が集約されていますが、このページの「様式等」に以下の情報が掲載されました。

■ [特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領 令和 6 年 6 月（令和 7 年 6 月改訂）](#)（PDF 1,271KB）

2023 年度税制改正では、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」の創設に伴い、「特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度」も創設され、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、その納税地の所轄税務署長に、特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないことされました^{(*)1}。本制度は、BEPS 包摂的枠組みにおいて承認されたモデルルール及びそのコメンタリーの内容を踏まえて制度化が行われており、特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する際は、国際的合意により、国際的に統一された形式とすることが求められていることから、国税庁は 2024 年 6 月 28 日、特定多国籍企業グループ等報告事項等の作成にあたっての参考として、記載要領を公表していました^{(*)3}。

今回公表された記載要領は、2025 年 1 月に BEPS 包摂的枠組みにおいて承認された GloBE Information Return（GIR）のデータポイント（Annex A1. Data points）及び説明ガイダンス（Annex A2. Explanatory guidance）の公表^{(*)4}等を踏まえて改訂されたもので、その改訂内容は、[『特定多国籍企業グループ](#)

[等報告事項等の記載要領』の改訂について](#) (PDF 150KB) で確認することができます。

なお、2024 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の特定多国籍企業グループ等報告事項等については、改訂後の記載要領に基づいて作成することとされています。

(*)1 「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」及び「特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度」の概要は、Tax Newsletter [「2023 年度税制改正大綱」](#) (2022 年 12 月 22 日発行) にてお知らせしています。なお、2025 年度税制改正において「特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度」の見直しが行われています (*2)。

(*)2 「各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税」及び「各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税」の概要並びに上記の「特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度」の見直しは、Tax Newsletter [「2025 年度税制改正大綱」](#) (2024 年 12 月 26 日発行) にてお知らせしています。

(*)3 記載要領 (初版) の公表については、e-Tax News No.310 [「2024 年度税制改正関連情報及び国税庁からの公表情報」](#) (2024 年 7 月 2 日発行) にてお知らせしています。

(*)4 OECD [「Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy – GloBE Information Return \(January 2025\)」](#) (2025 年 1 月 15 日公表)

2. 移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチに関する FAQ

2024 年 2 月 19 日、OECD/G20 の BEPS 包摂的枠組みは、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ (*1) について合意し、その合意内容が OECD 移転価格ガイドラインに追加されました。

これにより、簡素化・合理化アプローチを実施した国・地域は、2025 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度から、対象となる取引に対して簡素化・合理化アプローチを適用できることとされています。

日本においては、当面の間、簡素化・合理化アプローチは実施しないこととされていますが、日本法人の国外関連者 (子会社等) が所在する進出先国・地域において簡素化・合理化アプローチが実施される可能性があることから、国税庁は、簡素化・合理化アプローチに関する日本の税務上の取扱いをまとめた以下の FAQ を公表しました。

■ [移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチ \(FAQ\)](#) (PDF 155KB)

全 5 問のこの FAQ では、たとえば、以下の点が明らかにされています。

- 日本においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないため、国外関連者が所在する進出先国・地域における簡素化・合理化アプローチの適用状況にかかわらず、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて独立企業間価格を算定する必要がある。

- 日本においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないため、簡素化・合理化アプローチを実施した国・地域に所在する国外関連者との間で行った国外関連取引について、簡素化・合理化アプローチの適用結果を独立企業間価格とする事前確認の申出はできず、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて事前確認の申出を行う必要がある。

- 国外関連者が所在する進出先国・地域から簡素化・合理化アプローチを適用した課税が行われたことにより二重課税が生じた場合において、その進出先国・地域と日本との間に租税条約があるときは、その租税条約に基づき相互協議の申立てを行うことができる。

なお、BEPS 包摂的枠組みから公表された利益 B ガイダンス ([Pillar One – Amount B](#))^{(*)2} には、国外関連者が所在する進出先国・地域において簡素化・合理化アプローチが適用された場合、その進出先国・地域が **covered jurisdiction** に該当し、かつ、租税条約が締結されているときは、簡素化・合理化アプローチを適用した国外関連者との取引を行った法人の所在地国・地域内の法令や執行上の慣行の範囲内において、その進出先国・地域の簡素化・合理化アプローチの適用結果を尊重する旨が記載されているため、相互協議でもこれを踏まえ、日本の法令や執行上の慣行の範囲内において対応することになる。

- 日本においては、簡素化・合理化アプローチを実施していないため、国外関連者が所在する進出先国・地域で簡素化・合理化アプローチを適用して作成された移転価格文書は、日本の移転価格税制に係る文書化の報告様式に沿ったものとはいえない。そのため、日本の移転価格税制に係る文書化の規定により、従来の独立企業間価格の算定方法を用いて独立企業間価格を算定した移転価格文書の作成及び保存並びに（当局の要請に基づく）提出が必要となる。

^{(*)1} 移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化アプローチとは、いわゆる「利益 B」のことで、基礎的マーケティング・販売活動を行う販売会社の国外関連取引のうち一定の基準を満たした取引に対し、移転価格税制の適用の簡素化・合理化を図るものです。

^{(*)2} 利益 B ガイダンスの概要については、BEPS Newsletter [「第 1 の柱 – 利益 B に関する報告書の公表」](#)（2024 年 3 月 7 日発行）にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.